

献呈の辞

法学部長 鈴木 淳一

市川須美子先生は、二〇二〇年三月末をもってご定年により本学をご退職なさいました。私どもは先生のご退職に際し、長年にわたる本学へのご貢献に対して、名誉教授の称号をお贈りし、またここに本紀要の特別号を捧げることので、感謝の気持ちを表したいと存じます。

市川須美子先生は一九七三年三月に、東京都立大学法学部をご卒業後、同大学院社会科学研究所修士課程に進まれ、一九七五年に同修士課程を修了なさいました。その後、一九七八年三月まで博士課程に在籍され、同年四月に同大学法学部の行政法講座担当助手となり、日本社会事業大学と山梨学院大学法学部の非常勤講師を経て、一九八八年四月に、日本社会事業大学の専任講師に着任なさいました。一九九〇年四月に同大学の助教授に昇任され、一九九六年三月まで勤務されました。本学には、一九九二年四月に法学部法律学科の非常勤講師として採用され、一九九六年四月に同学科教授としてご着任なさいまし

た。

市川先生は、教育法学の分野において、学会をリードする数多くのご研究を發表されておられます。先生はドイツ公法学の知見と日本の行政法学のデザインを背景として、兼子仁先生が打ち立てられた教育法学の体系を継承され、これを發展させてこられました。二〇〇六年の教育基本法改正、それに伴う教育に關係する諸法の改正、また、東京都などにおける日の丸掲揚・君が代斉唱の強制などを、教育法学の見地から批判的に分析され、教育人權の保障に資する議論を展開なさいました。市川先生の法理論は、「理論のための理論」ではなく、実務で通用することを特徴とされ、教育裁判に關する法理論についても、特に子ども的人權侵害をめぐる裁判（子ども的人權裁判）などを研究課題として取り上げて論じられました。さらに理論研究ばかりではなく、先生ご自身が校則裁判、いじめ裁判、体罰裁判などの多くの裁判実務に關係され、多数の意見書を執筆し、また、いじめ第三者委員会などの委員なども多数務めていらつしゃいます。それゆえ、先生のご研究は理論と実務の両方に多大な影響を与えており、研究者・実務家を問わず、高く評価されております。

学会活動への貢献も顕著でありました。日本教育法学会には一九七〇年の創設時から現在に至るまで関与されており、世代を超えて集团的に研究を進める

学会の研究活動においても、常に中心にあつて活躍されました。教育法学会の運営においては、理事や事務局長などの重要な役職を歴任され、特に二〇〇九年から二〇一五年という教育法制が大きく「改革」されていく変革期に会長に就任されて学会活動や研究をリードされました。このように市川先生は、日本の教育法学の発展に多大なご貢献をされました。

また市川先生は、獨協大学及び法学部の運営においてもリーダーシップを發揮され、多大な貢献をされました。これまでに法律学科長、法学研究科主事、地域総合研究所主任研究員、懲戒委員会委員長、キャンパス人権委員会委員長など多くの役職を歴任されました。学内の様々な会議における市川先生のご発言は、問題状況を大所高所から客観的に分析され、異なる立場を配慮しつつ、大学の歩むべき道筋を簡潔な言葉で的確に指し示すものでした。

また教育面では「教育法」を中心にご担当され、多くの学部生や大学院生を啓発し、叱咤激励して学生たちを導いてこられました。ゼミ生の多くは先生の包容力にひかれてゼミに参加していたようです。先生が優れた教育者であったことは、その薫陶を受けた学生が研究又は教育の現場で活躍していることからもうかがえます。

このように市川先生は人から尊敬されるだけでなく、人を引き付ける人間

的な魅力にあふれた方でした。懐の深いお人柄で、筋を通しつつも、人情の機微を知り、雄弁さと繊細さをあわせもたれた方でありました。厳しいご判断やご指導をなさるにあたっては、当該個人へのご配慮、特に被害者や弱者、同輩・後輩教員への理解ときめ細やかな心遣いを欠かすことはありませんでした。先生のご恩を受けた教職員は私を含めて数多くに上っております。本号の執筆依頼に際して、学内外から多くの方の執筆のご希望をいただいたことも、先生のご人徳の故と存じます。

先生には今後ともご健康に留意され、ますますご活躍なさいますよう、本号執筆者及び同僚一同心より祈念し、謹んで本号を献呈申し上げます。

二〇二一年四月